

低炭素建築物新築等計画認定申請 手数料算定表(令和5年2月28日～)

○基本額【表1】

区分	対象	床面積	評価建築物(※1)	簡易評価法建築物(※2)	左記以外
1	戸建住宅	0㎡超 ～ 200㎡以下	6,120円	20,400円	38,760円
		200㎡超 ～	6,120円	21,420円	42,840円
2	共同住宅等	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,220円	36,720円	77,520円
		300㎡超 ～ 2,000㎡以下	22,440円	64,260円	129,540円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	51,000円	115,260円	219,300円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	89,760円	174,420円	314,160円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	134,640円	310,080円	608,940円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	205,020円	527,340円	1,080,180円
		50,000㎡超 ～	311,100円	929,220円	1,991,040円
3	非住宅建築物	0㎡超 ～ 300㎡以下	11,220円	97,920円	255,000円
		300㎡超 1,000㎡以下	18,360円	124,440円	319,260円
		1,000㎡超 ～ 2,000㎡以下	30,600円	163,200円	412,080円
		2,000㎡超 ～ 5,000㎡以下	89,760円	264,180円	587,520円
		5,000㎡超 ～ 10,000㎡以下	142,800円	345,780円	724,200円
		10,000㎡超 ～ 25,000㎡以下	179,520円	415,140円	855,780円
		25,000㎡超 ～ 50,000㎡以下	224,400円	486,540円	976,140円
50,000㎡超 ～	314,160円	630,360円	1,216,860円		

※1 評価建築物とは、別に定める評価機関が法律第54条第1項第1号に掲げる技術基準に適合すると認めた計画に係る建築物をいいます。

※2 簡易評価建築物とは、住宅にあっては誘導仕様基準、非住宅にあってはモデル建物法により省エネルギー性能の評価を行った建築物をいいます。

○基本額算定表

申請対象		申請部分	評価建築物等の該当	【表1】適用額	備考
一戸建ての住宅		200㎡未満	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	円	区分1
		200㎡以上	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	円	
			手数料額	円	
共同住宅等		㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	円	区分2
			手数料額	円	
非住宅建築物		㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	円	区分3
			手数料額	円	
複合建築物	住宅部分	㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	円	区分2
	非住宅部分	㎡	評価建築物・簡易評価法建築物・左記以外	円	区分3
	全体		手数料額	円	区分2+3

注1) 床面積は、原則として、建築基準法上の床面積を記入してください。

注2) 変更認定の場合は、表1の「床面積」を「変更に係る部分の床面積の1/2+増築部分の床面積」として適用します。

注3) 建築基準関係規定に係る審査を申し出る場合は、別途、それに係る手数料を加算してください。